

消費税法

トレーニング

<今回の学習内容>

第2回講義 使用ページ

基礎マスター・速修コース 問題13～19

問 題 編

- ※ 制限時間については、計算過程を適宜作成し、計算する時間の目安として下さい。
- ※ 税率は、特段指示のあるものを除き、標準税率10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）を適用するものとする。
- ※ 解答にあたっては、特定資産の譲渡等及び特定仕入れについて考慮不要とする。

問題13 課税の対象・その3**応用**

- 5分 -

次の取引のうち、課税の対象となるものに○、ならないものに×を付しなさい。

なお、特に指示のない取引は国内において行われたものとして解答すること。

- (1) 法人が国内で商品を販売した。
- (2) 法人が使用人に対し棚卸資産を贈与した。
- (3) 法人が消費者に対し試供品を贈与した。
- (4) 法人が自社の役員に対し資産を贈与した。
- (5) 法人が自社の役員に対し社宅を無償で貸付けた。
- (6) 法人が自社の役員に対し無償で役務の提供をした。
- (7) 法人が福利厚生施設を従業員に使用させたことにより使用料を収受した。
- (8) 法人が資産につき加えられた損害の発生に伴い、加害者から損害賠償金を収受した。
- (9) 法人の事業用建物が火災に遭い保険金を収受した。
- (10) 法人が所有する株式につき配当金を収受した。
- (11) 法人が寄附金を収受した。
- (12) 法人が新店舗の開店祝い金を収受した。
- (13) 法人が取引先から災害見舞金を収受した。
- (14) 法人が国から補助金を収受した。
- (15) 法人が建物の貸付けに係る家賃を収受した。
- (16) 法人が建物の貸付けに係る保証金（契約終了時に返還義務があるもの）を収受した。
- (17) 法人が建物の貸付けに係る権利金（契約終了時に返還義務がないもの）を収受した。
- (18) 法人が土地の貸付けに係る権利金（契約終了時に返還義務がないもの）を収受した。
- (19) 法人が土地収用法の規定により土地を収用されたことに伴い、対価補償金を収受した。
- (20) 法人が土地収用法の規定により土地を収用されたことに伴い、収益補償金を収受した。
- (21) 法人が土地収用法の規定により土地を収用されたことに伴い、経費補償金を収受した。
- (22) 法人が土地収用法の規定により建物を収用されたことに伴い、対価補償金を収受した。
- (23) 法人が土地収用法の規定により建物を収用されたことに伴い、収益補償金を収受した。
- (24) 個人事業者が棚卸資産を販売した。
- (25) 個人事業者が棚卸資産を取引先に贈与した。
- (26) 個人事業者が棚卸資産を家事消費した。
- (27) 個人事業者が家事用資産を売却した。
- (28) 個人事業者が事業の用に供している機械を売却した。

問題14 納付税額の計算・その8**基礎**

- ㊦ 3分 -

次の資料から、納付税額を求めなさい。なお、金額は税込である。

(1) 収入に関する事項

- | | |
|----------|-------------|
| ① 課税売上高 | 72,456,120円 |
| ② 免税売上高 | 15,000,000円 |
| ③ 非課税売上高 | 3,000,000円 |

(2) 支出に関する事項

- | | |
|------------|-------------|
| ① 課税仕入高 | 48,572,500円 |
| ② 中間納付消費税額 | 300,000円 |

問題15 納付税額の計算・その9**基礎**

- ㊦ 3分 -

次の資料から、納付税額を求めなさい。なお、金額は税込である。

(1) 収入に関する事項

- | | |
|----------|--------------|
| ① 課税売上高 | 489,084,978円 |
| ② 免税売上高 | 32,843,000円 |
| ③ 非課税売上高 | 22,900,000円 |

(2) 支出に関する事項

- | | |
|------------|--------------|
| ① 課税仕入高 | 324,298,815円 |
| ② 中間納付消費税額 | 4,873,500円 |

問題16 非課税取引・その1**基礎**

- 5分 -

次の取引のうち非課税となるものを選びなさい。なお、与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たすものであり、また、譲渡及び貸付けについてはそれぞれ対価を収受しているものとする。

- (1) 法人が行う土地の譲渡
- (2) 法人が行う借地権の譲渡
- (3) 法人が行う土地の貸付け（契約による貸付期間は3週間）
- (4) 法人が行う土地の貸付け（契約による貸付期間は1年間）
- (5) 法人が行う時間貸駐車場の貸付け
- (6) 法人（不動産会社）が土地の売却を仲介したことにより収受する仲介手数料
- (7) 法人（建設会社）が土地の整地をしたことにより収受する造成工事代金
- (8) 法人が行う株式の譲渡
- (9) 法人が行う国債の譲渡
- (10) 法人が行う社債の譲渡
- (11) 法人が行う預託金方式によるゴルフ会員権（ゴルフ場利用株式）の譲渡
- (12) 法人（証券会社）が収受する株式売却手数料
- (13) 法人が収受する国債の利子
- (14) 法人が収受する銀行預金の利子
- (15) 法人が収受する貸付金利息
- (16) 法人（保険会社）が収受する保険料
- (17) 日本郵便株式会社が行う郵便切手の販売
- (18) 法人（酒販売店）が行うビール券の販売
- (19) 法人が行う居住用マンションの貸付け（契約による貸付期間は2年間）
- (20) 法人が行う居住用マンションの貸付け（契約による貸付期間は3週間）
- (21) 法人が行う事務所用マンションの貸付け
- (22) 法人が行う別荘の貸付け
- (23) 法人が行う保養所の貸付け
- (24) 法人が行う社宅の貸付け（契約による貸付期間は1年間）
- (25) 法人が行う居住用建物の売却
- (26) 法人が上記(25)の売却に伴い行う敷地の譲渡
- (27) 法人が行う事務所用建物の売却
- (28) 法人が上記(27)の売却に伴い行う敷地の譲渡
- (29) 法人（不動産会社）が居住用建物の賃貸を仲介したことにより収受する仲介手数料
- (30) 法人（不動産会社）が事務所用建物の賃貸を仲介したことにより収受する仲介手数料

問題17 非課税取引・その2**基礎**

- ㊦ 3分 -

次の取引のうち、課税となるものに○、非課税となるものに△、不課税となるものに×を付しなさい。

(注) ① 与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たすものである。

② 商品は課税資産である。

- (1) 法人が自社の従業員に対して商品を贈与した。
- (2) 法人が自社の役員に対して商品を贈与した。
- (3) 法人が取引先に対して商品を販売した。
- (4) 法人が取引先に対して商品を贈与した。
- (5) 法人が取引先の役員に対して商品を贈与した。
- (6) 法人が取引先に対して土地を貸付け、賃貸料を収受した。
- (7) 法人が自社の役員に対して土地を無償で貸付けた。
- (8) 法人が自社の役員に対して建物（社宅）を有償で貸付けた。
- (9) 法人が取引先に対して事務所用建物を貸付け、賃貸料を収受した。
- (10) 法人が取引先に対して事務所用建物を無償で貸付けた。
- (11) 法人が取引先に対して土地を贈与した。
- (12) 法人が取引先に対して土地を売却した。
- (13) 法人が取引先に対して有価証券を売却した。

問題18 非課税取引・その3**応用**

— 5分 —

次の取引のうち、課税となるものに○、非課税となるものに△、不課税となるものに×を付しなさい。

なお、与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たすものである。

- (1) 法人が行う自社役員に対する上場株式（自社株式ではない。）の贈与
- (2) 法人が受取る地方自治体からの助成金
- (3) 法人が受取る火災保険金
- (4) 法人が受取る公社債投資信託の収益分配金
- (5) 法人が受取る株式投資信託の収益分配金
- (6) 法人が受取る株式配当金
- (7) 法人が受取る割引金融債の償還差益
- (8) 法人（建設会社）が受取る住宅の修理代
- (9) 法人が受取る居住用マンションの貸付けに係る賃貸料
- (10) 法人が上記(9)の賃貸借に伴い、賃貸料と共に受取る共益費
- (11) 法人が受取る事務所用建物の貸付けに係る賃貸料
- (12) 法人が上記(11)の賃貸借に伴い、賃貸料と共に受取る共益費
- (13) 法人が受取る対価補償金（収用された資産は土地である。）
- (14) 法人が受取る対価補償金（収用された資産は建物である。）

問題19 非課税取引・その4**研究**

- 3分 -

次の取引のうち、課税となるものに○、非課税となるものに△、不課税となるものに×を付しなさい。

なお、特段断りのないものはすべて国内取引の要件を満たすものであり、また、譲渡、貸付けについてはそれぞれ対価を収受しているものとする。

- (1) 法人が行う国内に所有する土地の譲渡
- (2) 法人が行う国外に所有する土地の譲渡
- (3) 法人が土地の賃貸借契約の締結に伴い受取る権利金（返還不要のもの）
- (4) 法人が月極駐車場の賃貸借契約の締結に伴い受取る権利金（返還不要のもの）
- (5) 法人が行う手形の譲渡
- (6) 法人が行う合同会社の持分の譲渡
- (7) 法人がクレジットカード会社に対して行ったクレジットカード決済に係る売掛金の譲渡
- (8) 法人が債権回収会社に対して行った貸付金の譲渡
- (9) 法人が行う暗号資産の譲渡
- (10) 法人（信用保証協会）が受取る信用の保証料

解 答 編

問題13 課税の対象・その3

- …………… (1)、(4)、(7)、(15)、(17)、(18)、(19)、(22)、(24)、(26)、(28)
 × …………… (2)、(3)、(5)、(6)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(16)、(20)、(21)、
 (23)、(25)、(27)

【解答への道】

- (1) 国内において、事業者が事業として、対価を得て行う、資産の譲渡に該当する。
- (2) 贈与（対価を得ていない）であるため、課税の対象に該当しない。
- (3) 贈与（対価を得ていない）であるため、課税の対象に該当しない。
- (4) 法人の自社の役員に対する贈与であるため、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされる。（みなし譲渡）
- (5) 無償の貸付け（対価を得ていない）であるため、課税の対象に該当しない。
 自社の役員に対するものであっても「みなし譲渡」にはならないことに注意すること。
- (6) 無償の役務の提供（対価を得ていない）であるため、課税の対象に該当しない。
 自社の役員に対するものであっても「みなし譲渡」にはならないことに注意すること。
- (7) 国内において、事業者が事業として、対価を得て行う、資産の貸付けに該当する。
- (8)～(14) 損害賠償金、保険金、配当金、寄附金、祝い金、見舞金、補助金は対価性がないため、課税の対象に該当しない。不課税取引の代表例として押さえておくこと。
- (19)～(23) 対価補償金は、対価性があるため課税の対象に該当する。収益補償金及び経費補償金は、対価性がないため課税の対象に該当しない。
- (24) 国内において、事業者が事業として、対価を得て行う、資産の譲渡に該当する。
 棚卸資産の販売は、「事業者が事業として」に該当する。
- (25) 贈与（対価を得ていない）であるため、課税の対象に該当しない。
- (26) 個人事業者の家事消費であるため、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされる。
 （みなし譲渡）
- (27) 家事用資産の売却は、「事業者が事業として」に該当しない。
- (28) 事業用資産の売却は、「事業者が事業として」に該当する。

問題14 納付税額の計算・その8

1 課税標準額

$$72,456,120 \times \frac{100}{110} = 65,869,200 \rightarrow 65,869,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$65,869,000 \times 7.8\% = 5,137,782$$

3 控除対象仕入税額

$$48,572,500 \times \frac{7.8}{110} = 3,444,231$$

4 差引税額

$$5,137,782 - 3,444,231 = 1,693,551 \rightarrow 1,693,500 \text{ (百円未満切捨)}$$

5 納付税額

$$1,693,500 - 300,000 = 1,393,500$$

【解答への道】

各種取引の中から「課税売上高」「課税仕入高」のみを見つけ出し、税額計算をする。

免税売上高（免税取引に該当するもの※1）、非課税売上高（非課税取引に該当するもの）を「課税標準額」の計算に入れないようにすること。

※1についてはNo.1第3回で詳しく学習する。

問題15 納付税額の計算・その9

1 課税標準額

$$489,084,978 \times \frac{100}{110} = 444,622,707 \rightarrow 444,622,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$444,622,000 \times 7.8\% = 34,680,516$$

3 控除対象仕入税額

$$324,298,815 \times \frac{7.8}{110} = 22,995,734$$

4 差引税額

$$34,680,516 - 22,995,734 = 11,684,782 \rightarrow 11,684,700 \text{ (百円未満切捨)}$$

5 納付税額

$$11,684,700 - 4,873,500 = 6,811,200$$

問題16 非課税取引・その1

(1)、(2)、(4)、(8)、(9)、(10)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(24)、(26)、(28)

【解答への道】

- (2) 借地権（土地の上に存する権利）の譲渡は、非課税取引に該当する。
- (3) 土地の貸付けであっても契約による貸付期間が1月未満の場合は、非課税とされる土地の貸付けから除かれる。
- (5) 施設の利用に伴って土地が使用される場合は、非課税とされる土地の貸付けから除かれる。
- (6) (7) 土地に係る役務の提供は、非課税取引とはならない。
- (11) ゴルフ会員権、ゴルフ場利用株式の譲渡は、非課税とされる有価証券等の譲渡から除かれる。
- (12) 有価証券等に係る役務の提供は、非課税取引とはならない。
- (17) 日本郵便株式会社等が行う郵便切手類の譲渡は、非課税取引に該当する。
- (18) 物品切手等（ビール券）の譲渡は、非課税取引に該当する。
- (20) 住宅の貸付けであっても契約による貸付期間が1月未満の場合は、非課税とされる住宅の貸付けから除かれる。
- (21)～(23) 事務所、店舗、倉庫、保養所、別荘等の居住用以外の貸付けは、非課税取引とはならない。
- (25) (27) 建物の譲渡は、非課税取引とはならない。
- (26) (28) 土地付き建物の譲渡は、土地の譲渡と建物の譲渡とに取引をそれぞれ区分することに注意する。
- (29) (30) 建物に係る役務の提供は、非課税取引とはならない。
- (注) 本問では土地や住宅の貸付けに係る貸付期間を与えてあるが、過去の試験問題では貸付期間が与えられていない場合の出題も行われている。なお、貸付期間が与えられていない場合には「1月以上」と考え、非課税取引として取り扱うものとする。

問題17 非課税取引・その2

- …………… (2)、(3)、(9)
- △ …………… (6)、(8)、(12)、(13)
- × …………… (1)、(4)、(5)、(7)、(10)、(11)

【解答への道】

- (2) みなし譲渡に該当し、課税の対象となる。また、商品（課税資産）を引き渡しているため、課税取引となる。みなし譲渡とは「法人の自社役員に対する贈与」であり、自社の従業員や取引先等に対する贈与及び自社役員、従業員、取引先等に対する資産の無償の貸付けは、みなし譲渡に該当しない。

問題18 非課税取引・その3

- …………… (8)、(11)、(12)、(14)
 △ …………… (1)、(4)、(5)、(7)、(9)、(10)、(13)
 × …………… (2)、(3)、(6)

【解答への道】

- (1) みなし譲渡に該当し、課税の対象となる。有価証券を譲渡しているため、非課税取引となる。
- (2) 助成金は対価性がないため、不課税取引となる。
- (3) 保険金は保険事故の発生により収受するものであり、対価性がないため不課税取引となる。
- (4) (5) 投資信託（株式・公社債）の収益分配金は、非課税取引に該当する。（基通6-3-1）
- (6) 配当金は株主たる地位に基づき、出資に対する配当として収受するものであり、対価性がないため、不課税取引となる。（基通5-2-8）
- (7) 割引債の償還差益は、非課税取引となる。（基通6-3-1）
- (8) (9) (11) 住宅の貸付けのみが非課税取引となる。住宅に係る役務の提供は、非課税取引に該当しない。
- (10) (12) 敷金、保証金等（返還義務のないもの）及び共益費は家賃と同様に取り扱う。（基通6-13-9）
 したがって、住宅の貸付けに係るものは非課税取引に該当し、住宅以外の貸付けに係るものは課税取引に該当する。
- (13) 収用に伴う対価補償金の取得は課税の対象に該当し、土地を引き渡していることから、非課税取引となる。
- (14) 収用に伴う対価補償金の取得は課税の対象に該当し、建物を引き渡していることから、課税取引となる。

問題19 非課税取引・その4

- …………… (4)
△ …………… (1)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)
× …………… (2)

【解答への道】

- (1) 譲渡の時ににおける土地の所在場所が国内であるため非課税取引に該当する。
- (2) 譲渡の時ににおける土地の所在場所が国外であるため国外取引であり、不課税取引に該当する。
- (3) (4) 保証金、権利金、敷金等のうち、返還義務のないものは資産の譲渡等の対価に該当し、返還義務のあるものは資産の譲渡等の対価に該当しない。
- 土地や住宅の貸付けに係るものであれば、非課税取引に該当し、これら以外の貸付けに係るものであれば、課税取引に該当する。
- (5) 手形は、支払手段に該当する。(基通6-2-3)
- (6)～(8) 合同会社の持分、売掛金及び貸付金は、有価証券に類するものに該当する。(基通6-2-1(2))
- (9) 暗号資産は、支払手段に類するものに該当する。(令9④)
- (10) 信用の保証料は、非課税取引に該当する。(基通6-3-1)

